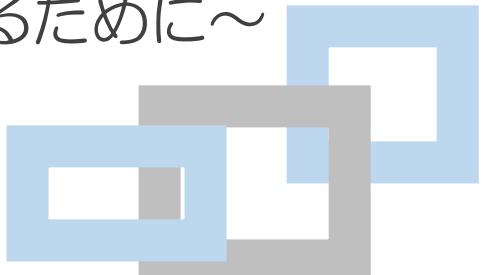




障害者雇用率制度における 雇用率算定特例

(特例子会社、グループ認定など)

～障害者の雇用を促進するために～



目 次

1.	『子会社』特例	1
2.	『関係会社』特例	9
3.	『関係子会社』特例	15
4.	『特定事業主』特例	21

(令和6年度版)

大 阪 労 働 局 ・ ハ ロ ー ワ ク

雇用率算定特例とは・・・

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。

一方、事業主が障害者の雇用の促進及び安定を図るための措置を講じ、厚生労働大臣からの認定を受けた場合に限り、特例的に子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を算定、または企業グループによる実雇用率算定を可能とする特例が認められます。

申請様式は・・・

厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyouunushi/page10.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 >
雇用 > 事業主の方へ～従業員を雇う場合のルールと支援策～ >
従業員のタイプ別のルールと支援策 > 障害者 > 事業主の方へ

厚生労働省 障害者雇用 事業主



- 〈制度概要〉
- [PDF] [特例子会社制度の概要 \[166KB\]](#) ☐
 - [PDF] [\(参考1\) 特例子会社一覧 \(令和5年6月1日現在\) \[482KB\]](#) ☐
 - [PDF] [\(参考2\) 関係会社一覧 \(令和5年6月1日現在\) \[1,9MB\]](#) ☐
 - [PDF] [企業グループ算定特例制度の概要 \[97KB\]](#) ☐
 - [PDF] [\(参考3\) 企業グループ一覧 \(令和5年6月1日現在\) \[731KB\]](#) ☐
 - [PDF] [事業協同組合等算定特例の概要 \[128KB\]](#) ☐
 - [PDF] [\(参考4\) 特定事業主一覧 \(令和5年6月1日現在\) \[88KB\]](#) ☐
 - [PDF] [周知用リーフレット \[557KB\]](#) ☐
- 〈申請書類〉
- ・特例子会社制度
 - [W] [子会社特例認定申請書 \[19KB\]](#) ☐
 - [X] [親事業主及び子会社の概要 \[37KB\]](#) ☐
 - ・関係会社特例制度
 - [W] [関係会社特例認定申請書 \[19KB\]](#) ☐
 - [X] [親事業主、特例子会社及び関係会社の概要 \[26KB\]](#) ☐
 - [X] [調査者雇用促進計画書 \[84KB\]](#) ☐ ※必要な事業主の方のみ
 - ・企業グループ算定特例制度
 - [W] [関係会社特例認定申請書 \[25KB\]](#) ☐
 - [X] [親事業主及び関係子会社の概要 \[35KB\]](#) ☐
 - [X] [調査者雇用促進計画書 \[83KB\]](#) ☐ ※必要な事業主の方のみ
 - ・事業協同組合等算定特例制度
 - [W] [特定事業主特例認定申請書 \[24KB\]](#) ☐
 - [X] [事業協同組合等及び特定事業主の概要 \[36KB\]](#) ☐
 - [X] [雇用促進事業実施計画書 \[91KB\]](#) ☐ ※必要な事業主の方のみ

※認定要件の確認にあたり、上記以外の書類も提出いただくこととしています。

※親事業主、子会社、関係会社、関係子会社等の名称・所在地変更、事業所廃止がある場合は、親事業主の管轄ハローワーク所長あて、速やかに届出ください。

特例認定後の障害者雇用状況報告書の提出

特例認定を受けた場合、認定後の障害者雇用状況報告書の提出は、以下のとおり取り扱うこととなります。

親事業主がグループ全体をとりまとめて、親事業主の所在地を管轄する公共職業安定所に提出してください。

特例子会社・関係会社・関係子会社・特定事業主の管轄公共職業安定所に、別途提出する必要はありません。

「子会社特例」認定	障害者雇用状況報告書（様式第6号）に特例子会社を含め提出。 (特例子会社は、報告書のC欄「事業所別の内訳」に記載。)
「関係会社特例」認定	障害者雇用状況報告書（様式第6号の2(1)事業主別） (様式第6号の2(2)グループ全体) の2種類
「関係子会社特例」認定	障害者雇用状況報告書（様式第6号の3(1)事業主別） (様式第6号の3(2)グループ全体) の2種類
「特定事業主特例」認定	障害者雇用状況報告書（様式第6号の4(1)事業主別） (様式第6号の4(2)グループ全体) の2種類 雇用促進事業計画書を2年ごとに提出

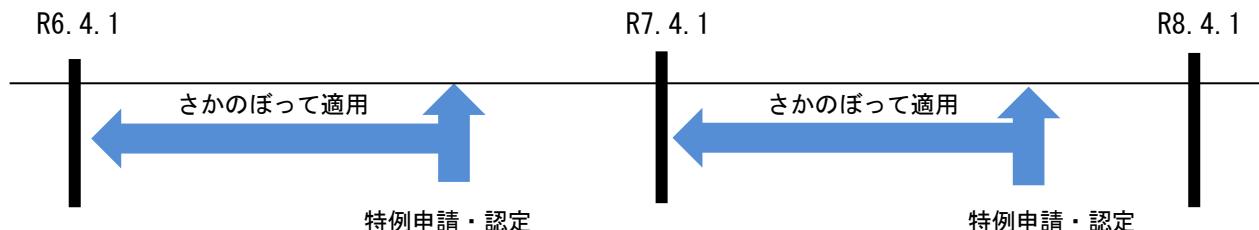
障害者雇用納付金制度における取扱い

子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例または特定事業主特例の認定がされた場合、障害者雇用納付金制度の適用は認定申請した年度の4月1日までさかのぼります。

※特例認定の申請を行った事業主は、（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構 各都道府県支部の申告申請窓口まで速やかにご連絡いただき、申告申請の手続きについてご確認ください。

問合せ先：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

大阪支部 高齢・障害者窓口サービス課 TEL：06-7664-0722



注：障害者雇用納付金の申告申請期間内(4月1日から45日間)に特例認定の申請をして認定された場合、前年の4月1日に遡って算定特例を適用する取扱いは、令和3年度末をもって廃止されました。

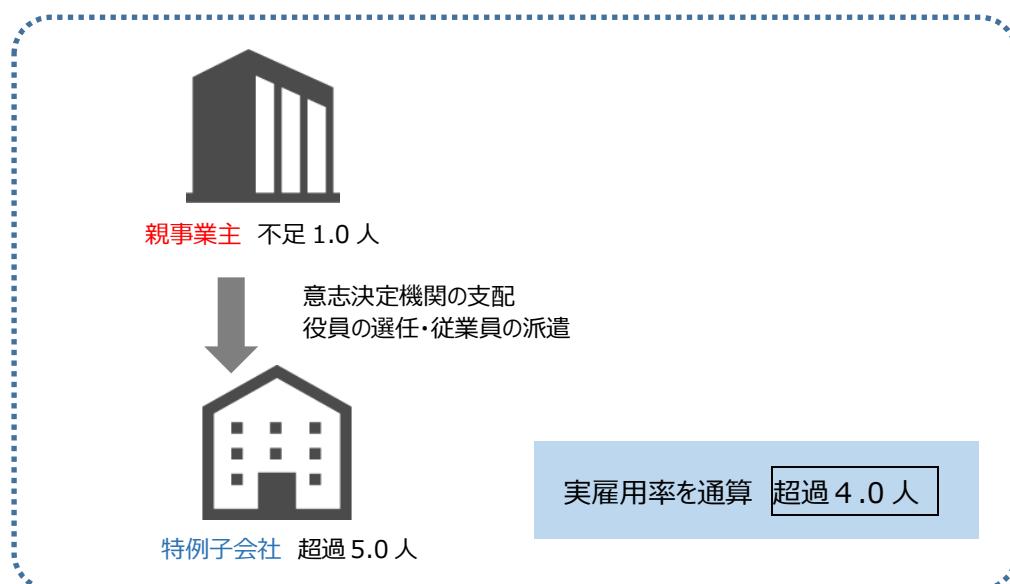
1. 『子会社』特例（特例子会社）

障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主に課せられているので、例えばいわゆる親会社と子会社の関係にある企業であっても、法人格が異なれば別々に取り扱われます。

しかしながら、事業主（親事業主）が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受けた場合は、その子会社で雇用されている労働者を親事業主に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できます。この子会社を「特例子会社」といいます。

【認定の効果】

障害者雇用率制度を適用する際に、親事業主及び特例子会社を同一の事業主として取り扱うこととなります。



【親事業主と特例子会社の関係要件】

- ① 親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配していること。【※】（様式第6号の6 C欄）
- ② 特例子会社への役員の派遣、従業員の出向等、人的交流が密であること。（同 E欄⑯⑰）
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 特例子会社の役員のうち少なくとも1名以上は親事業主の役員又は従業員から選任されていること
 - イ 特例子会社の従業員のうち相当数が親事業主から派遣されていること

【※】「意志決定機関を支配」とは

連結決算の対象となる子会社の判定基準（いわゆる支配力基準）と同様であり、具体的には次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合に、親事業主が子会社の意思決定機関を支配しているものと認められます。

なお、持株基準の下での子会社の子会社（いわゆる孫会社）も親事業主が子会社の意思決定機関を支配しているものとして扱います。

- (1) 議決権の過半数を所有している場合(持株基準)
- (2) 議決権の 40%以上 50%以下を所有し、かつ以下のア～オの要件のうち、いずれか 1 つに該当する場合
 - ア 自己と「緊密な者」と「同意している者」とを合わせて子会社の過半数の議決権を所有していること。
 - イ 親事業主の役員、使用人であるか、またはこれらであった者が子会社の取締役会等の構成員の過半数を占めていること。
 - ウ 子会社の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - エ 子会社の資金調達額の総額の過半について融資・債務保証・担保提供を行っていること。
 - オ その他、親事業主が子会社の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在していること。
- (3) 議決権の 40%未満しか所有していないが、自己と「緊密な者」と「同意している者」を合わせて子会社の過半数の議決権を所有し、上記(2)のイ～オの要件のうち、いずれか 1 つを満たす場合

【特例子会社の認定要件】

- ① 株式会社であること。 (様式第 6 号の 6 B 欄⑥)
- ② 雇用する障害者が 5 人以上で、かつ全従業員に占める割合が 20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数の割合が 30%以上であること。 (同 D 欄⑯⑰)
なお、この算定において重度障害者のダブルカウントは行いません。短時間労働者については、重度・重度以外であるかを問わず 1 人をもって 0.5 人とみなします。(ただし、精神障害者である短時間労働者は算定特例により 1 人とみなす。) また、障害者雇用促進法（以下「法」）第 70 条に規定する特定短時間労働者については 1 人をもって 0.5 人とみなします。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。 (同 F 欄⑯⑰)
(具体的には、障害者のための作業施設・設備の改善、かつ、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など障害者雇用に特別な配慮を行っていること。)
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。 (同 F 欄⑰)

【認定の取消】

認定を受けた親事業主は、以下の場合は公共職業安定所にご連絡ください。

- ① 親事業主と特例子会社の関係要件を満たさなくなったとき、または事業を廃止した場合
- ② 特例子会社についての認定要件を満たさなくなった場合

<認定申請書類>

- ① 「子会社特例認定申請書」（様式第6号の5）※記入例 P4
- ② 「親事業主及び子会社の概要」（様式第6号の6）※記入例 P5
- ③ 添付資料、確認資料
 - 親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類
 - ア 親事業主の直近の有価証券報告書(写)または附属明細書(写)
 - イ 特例子会社の株主名簿または出資口数名簿（株主名、額面株主数、その他）

●現状確認書類

- ウ 「障害者雇用状況報告書」（親事業主・直近の6月1日現在）
- エ 「障害者雇用状況報告書」（グループ全体・申請日現在）
- オ 定款（親事業主、特例子会社）
- カ 登記簿謄本（親事業主、特例子会社）
- キ 特例子会社の役員名簿（氏名、所属、役職、親事業主からの主な略歴）
- ク 特例子会社の従業員名簿（氏名、所属、役職）
- ケ 特例子会社の障害者雇入れ通知書(写)、労働者名簿（写）、障害種別・等級が確認できる書類
- コ 特例子会社の就業規則・給与規程等
- サ 障害者の職業生活に関する指導員の配置状況(障害者職業生活相談員の選任届等)
- シ 特例子会社の図面、案内図、勤務中(又は実習中)の写真
- ス 親事業主から特例子会社への発注状況の確認できる書類

参考「特例子会社は就労継続支援A型事業所を運営できる？」

以下の省令により、指定就労継続支援A型事業を特例子会社が運営することは禁止されています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

第四節 運営に関する基準

（実施主体） 第百八十九条

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社
（※）以外の者でなければならない。

※特例子会社

様式第6号の5 (第4条の2第1項関係)

子会社特例認定申請書

○○ 公共職業安定所長 殿

令和○○年○○月○○日

(親事業主) 大阪労働局 株式会社 代表取締役 労働太郎 及び (子会社)
株式会社 ハローワーク 代表取締役 波呂 花子は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第44条第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の3第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

[注意]

- 1 名称については、法人である事業主にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 この申請書には、様式第6号の6のほか、様式第6号の6（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

親事業主及び子会社の概要

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

A 親事業主 の概要	① 氏名又は名称 大阪労働局 株式会社 代表取締役 労働 太郎	② 住所又は主たる事務所 の所在地 大阪市中央区〇〇町〇〇	③ 事業 の 種類 輸送用機械器具 製造業 自動車・同附属品製造業	産業分類 番号 3 1	④ 事業所の数 ※1 14	⑤ 直近の事業年度の末日 における資本金の額 1億5千万円
B 子会社の 概要	⑥ 名称及び代表者の氏名 株式会社 ハローワーク 代表取締役 波呂 花子	⑦ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区〇〇町〇〇	⑧ 事業 の 種類 その他の事業 サービス業 補助的経済活動を行う事業所	産業分類 番号 9 2	⑨ 事業所の数 1	
C 親事業主 の所有す る議決権	⑩ 子会社の総株主又は総社員の議決権の数 1000株	⑪ ⑩のうち親事業主の所有する議決権の数 1000株		⑫ ⑪ ――×100 ⑩	※2 100.00 %	
D 子会社の 身体障害者、知的障 害者及び精神障害者 の雇用状況	⑬ 常用雇用労働者の数 ⑭ 身体障害者、知的障害者 及び精神障害者の数	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く) (ロ) 短時間労働者の数 (ハ) 常用雇用労働者の数[イ+(ロ×0.5)] (イ) 重度身体障害者の数 (ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数 (ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数 (ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数 (ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数 (ヘ) 重度知的障害者の数 (ト) 重度知的障害者以外の知的障害者の数 (チ) 重度知的障害者である短時間労働者の数 (リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数 (ヌ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数 (ル) 精神障害者の数 (フ) 精神障害者である短時間労働者の数 (ワ) 精神障害者である特定短時間労働者の数 (カ) 計[イ+ロ+ヘ+ト+ル+ヲ+((ハ+ニ+ホ+チ+リ+ヌ+ワ)×0.5)]	26 人 4 人 28.0 人 3 人 1 人 0 人 0 人 1 人 4 人 2 人 0 人 0 人 0 人 2 人 1 人 1 人 14.0 人 ※3	26 人 4 人 28.0 人 3 人 1 人 0 人 0 人 1 人 4 人 2 人 0 人 0 人 0 人 2 人 1 人 1 人 1 人 14.0 人 ※3		
	⑮ ⑭のカ ――×100 ⑬のハ	※4	⑯ ⑭のカ-(⑪のロ+(⑭のニ×0.5)) ――×100 ⑭のカ	50.00 %	92.86 %	※5
E 親事業主と 子会社の 人的関係	⑰ 子会社の役員の 親事業主からの 選任状況 ⑱ 子会社の従業員 のうち親事業主か ら派遣されている 者の状況	(イ) 子会社の 役員数 2 人	(ロ) (イ)のうち親事業主の役 員又は職員から選任され ている者の数 2 人	(ハ) (ロ) ――×100 (イ) 100.00 %	(イ) 親事業主から選任されている役員の氏 名、子会社における役職及び略歴 波呂 花子 代表取締役 関西 一郎 常務取締役 (ロ) 親事業主から派遣されている者の主な 職名 総務部長 ○○ ○○ 業務部長 ○○ ○○ 営業部長 ○○ ○○	
F 子会社に おける身 体障害者、 知的障 害者又は精 神障害者 のための特 別な配慮 の状況	⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別に配慮した施設又は設備の概要 1 バリアフリー化（段差の解消、スロープ・手すりの設置） 3 休憩室、食堂を設置 ⑳ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況 (イ) 専任の指導員等の配置状況 1 障害者職業生活相談員 ○○ ○○を選任 2 企業在籍型ジョブコーチ ○○ ○○を選任 ㉑ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容 本社等の清掃、印刷業務、社員厚生業務を受託	※8	2 2階建てであるがエレベーターを設置 4 駐車場の確保 (ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況	※9		※10

「親事業主及び子会社の概要（様式第6号の6）」の記載にあたっての留意事項

（※1）「④事業所の数」欄

親事業主の直近の障害者雇用状況報告書に記載した、本社、支店、営業所等の合計数を記入。

（※2）「⑫（議決権の）割合」欄

→認定要件『親会社が特例子会社の意思決定機関を支配していること。』の確認

（※3）「⑬、⑭」欄

・「⑭（力）計」欄

重度障害者はダブルカウントせず、身体・知的・精神障害者の実数を記入。

→認定要件『特例子会社が雇用する常用の障害者の数が5人以上』の確認

・「⑭（木）、（ヌ）、（ワ）」欄

法第70条に規定する特定短時間労働者数を記入。

・「⑬（ロ）」欄、「⑭（ハ）、（ニ）、（チ）、（リ）、（ヲ）」欄

特定短時間労働者は含めない。

（※4）「⑮割合」欄

常用雇用労働者の総数（⑬（ハ）欄）に占める障害者（⑭（力）欄）の割合を記入。

→認定要件『常用の障害者の数が5人以上、かつ当該子会社の全常用労働者に占める割合が20%以上であること。』の確認。

（※5）「⑯割合」欄

常用の障害者の合計数（⑭（力）欄）に占める常用の重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合を記入。

→認定要件『常用の障害者に占める常用の重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。』の確認。

（※6、※7）「⑰（ハ）、⑱（ハ）割合」欄

特例子会社の役員、従業員のうち親事業主から派遣された者の割合を記入。

→認定要件『親事業主と子会社との人的関係が緊密であることの確認。⑰～⑱の一つ以上の要件を満たしていることが必要。』

（※8、※9）「⑲、⑳」欄

特例子会社における施設・設備の改善状況（ハード面）、雇用管理面での改善状況（ソフト面）を具体的に記入。

→認定要件『障害者の雇用管理を適切に行うに足りる能力を有していること。具体的には「障害者のための施設・設備の改善、障害者の職業生活に関する指導を行う専任の指導員の配置など、障害者雇用に特別な配慮を行っていること。』の確認

（※10）「㉑」欄

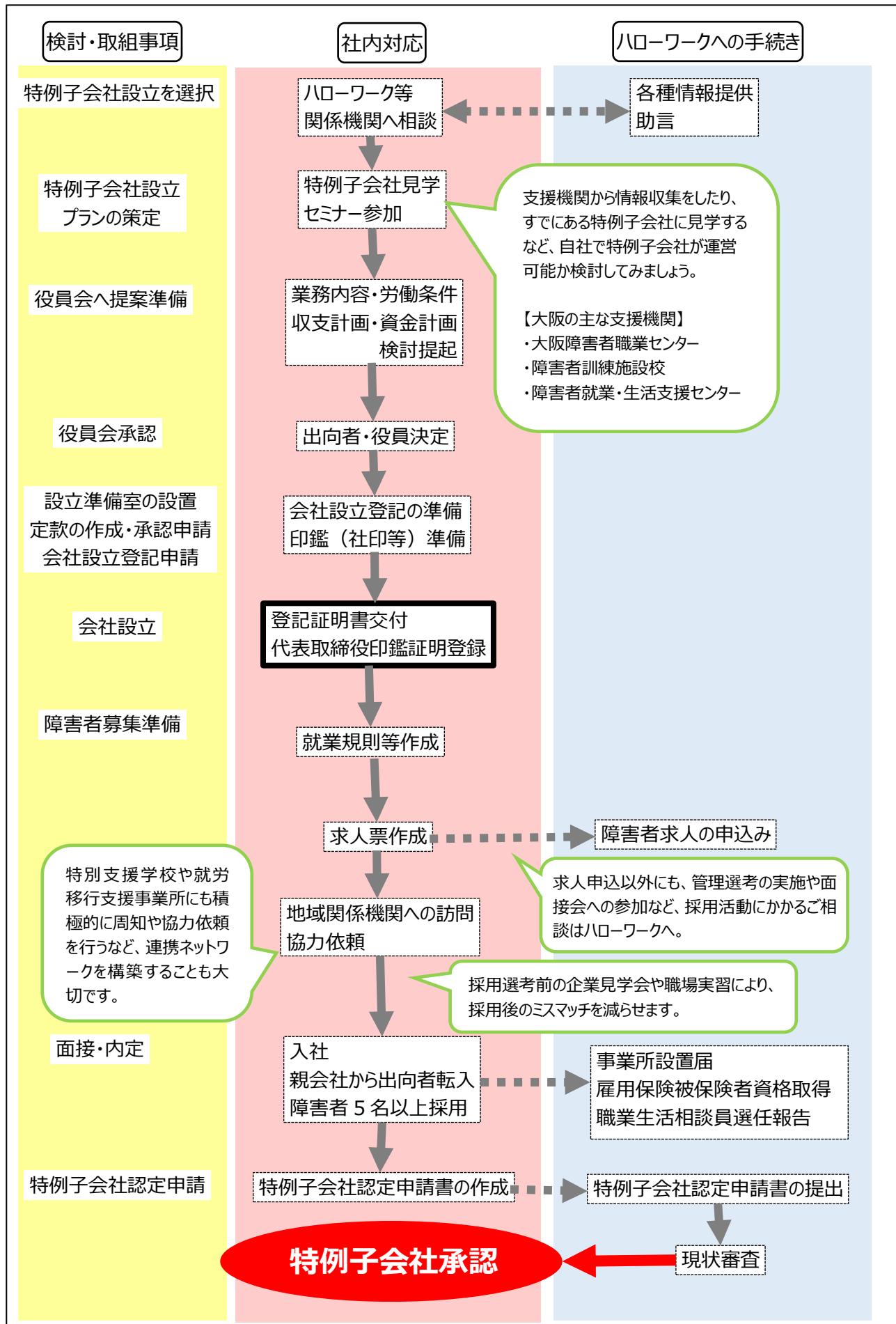
親事業主が特例子会社の安定・発展のためどのような支援を行うのか、具体的に記入してください。

（※その他）

⑬（ハ）欄、⑭（力）欄は、小数点以下第1位まで記載。

⑯欄、⑰欄、⑱欄及び⑲（ハ）欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数。

◆（参考）特例子会社設立までのながれ（例）◆



◆専門家による相談・支援のご案内◆

公益社団法人全国障害者雇用事業所協会 大阪相談コーナー

「全障協」は障害者を多数雇用する事業所の団体です。全障協では厚生労働省の委託を受けて、全国 7 カ所に相談コーナーを設置し、障害者の雇用に関する様々なご相談にお応えいたします。（相談無料）

大阪相談コーナーでは、民間企業出身の相談員が、基本的には各事業所を訪問してご相談に応じています。

さらに、全障協の会員事業所等、障害者を雇用する上で参考となる先進的な取組をしている事業所をご紹介し、企業の方に見学していただけるように設定することも可能です。

- ・障害者雇用を始めるにあたって、まず何から取り組んでいくべきか良くわからない事業主
- ・障害者差別禁止や合理的配慮等への対応に課題やお悩みをお持ちの事業主
- ・特例子会社を設立しようとする事業主
- ・障害者の雇用管理にお悩みの事業主 等の皆様に上記のような相談支援を行います。

所在地 大阪市中央区平野町 1-5-9 井上ビル 6F

開設時間 平日 10 時から 17 時まで

連絡先 TEL : 06-6210-2602 メール : osaka-info@zenjukyo.or.jp

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用支援人材ネットワークシステム

障害者雇用に関する専門的な支援を必要とする事業所に、労務管理、医療、建築などさまざまな分野の専門家「障害者雇用管理センター」の紹介・派遣を行っています。

特例子会社の設立ノウハウが知りたい、通院等への配慮を含めた健康管理について確認したい、事業所内の設備改修について相談したいなど、障害者雇用に関する疑問についてセンターに相談してみませんか。

センターによる支援をご希望の場合は…

- 1 大阪障害者職業センター（TEL : 06-6261-7005）の障害者職業カウンセラーにご相談ください。事業主の皆様の相談内容に合わせて、センターと調整を行います。
また、事業主の皆様が障害者の雇用管理についてお困りになっていることについて、障害者職業カウンセラーが直接ご相談に応じます。（相談・支援に係る費用は無料です）
- 2 障害者雇用管理センター検索サイト「障害者雇用人材システムネットワーク」により、ご自身でセンターを検索し、直接連絡の上、支援の依頼についてご相談いただけます。（支援に関する費用はセンターによって異なります。サイトのセンター検索結果からご確認ください。）

jeed 支援人材

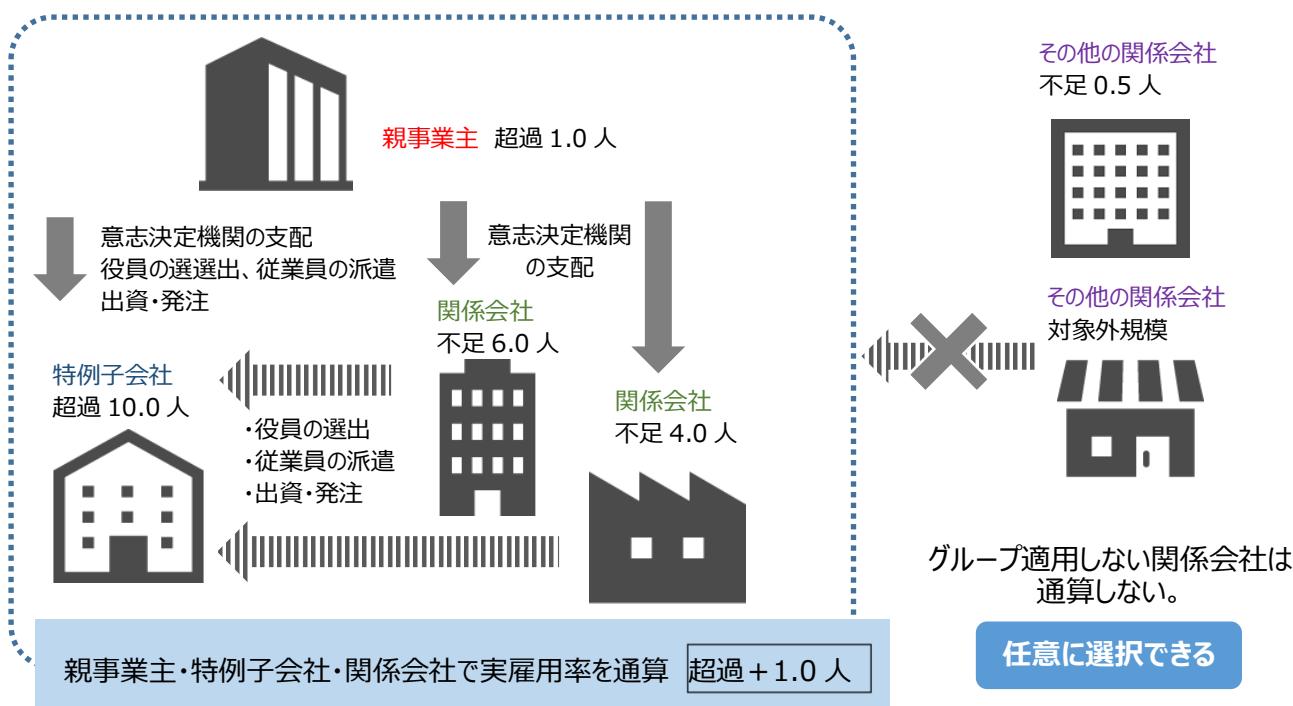


2. 『関係会社』特例（グループ認定）

特例子会社を持つ親事業主が、特例子会社以外の他の子会社(以下「関係会社」という。)も含めて障害者の雇用を進める場合に、一定の要件を満たし厚生労働大臣の認定を受けて、特例子会社が雇用する労働者と同様に、その関係会社が雇用する労働者についても親事業主に雇用されているとみなして、雇用率を算定することができます。

【認定の効果】

障害者雇用率制度を適用する際に、関係会社特例の認定に係る親事業主・特例子会社・関係会社のグループ全体を同一の事業主として取り扱うこととなります。



【親事業主と関係会社の関係要件】

① 親事業主が関係会社の意思決定機関を支配していること。（P 1【※】と同じ）（[様式第6号の8 D欄](#)）

② 障害者雇用推進者の選任

親事業主が「障害者雇用推進者（法第 78 条、施行規則第 37 条）」を選任しており、その者が特例子会社及び関係会社についても業務を行うこと。（[同 A 欄⑤](#)）

③ 親事業主による企業グループ内の対象障害者の雇用管理

親事業主が特例子会社、関係会社を含めて、グループ全体で障害者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。（[同 E-2 欄 E-3 欄](#)）

（注意点）

ア 申請時点において、グループ全体で障害者雇用義務を果たしていること。なお、障害者雇用義務を果たしていない場合は、2 年間で法定雇用率を達成するための具体的な障害者雇用促進計画を作成すること。

イ 障害者の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。

a 親事業主及び関係会社が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。

- b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合を除き、関係会社から特例子会社への障害者の配置転換を行わないこと。

【関係会社と特例子会社の関係要件】

- ① 関係会社が株式会社であること。（[様式第6号8 C欄](#)）
- ② 関係会社と特例子会社との人的関係もしくは営業上の関係が密であること、または関係会社が特例子会社に出資していること。（[同 E-1欄 E-2欄 E-3欄](#)）
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 特例子会社の役員のうち1名以上が関係会社の役員または従業員から選任されていること、特例子会社の従業員のうち1名以上が関係会社から派遣されていること等関係会社と特例子会社との人的交流が密であること。
 - イ 関係会社から特例子会社に対し、最低年間60万円程度の発注が行われている、または見込みがあること。
 - ウ 関係会社が特例子会社に対し、100万円以上の出資、または関係会社が特例子会社の議決権の5%以上を所有していること。

【その他】

- ① 障害者を雇用していない子会社も認定要件を満たせば関係会社として申請することはできます。また、認定後必ずしも関係会社において障害者を雇用することは求められていませんが、認定されたグループ全体で法定雇用率を達成する必要があります。
- ② 関係会社の範囲は、任意に選ぶことができます。したがって、全ての子会社についてグループ適用する必要はありません。

【認定の取消】

- 認定を受けた親事業主は、以下の場合は公共職業安定所にご連絡ください。
- ① 親事業主と関係会社の関係要件を満たさなくなったとき、または事業を廃止した場合。
 - ② 関係会社についての認定要件を満たさなくなった場合。

<認定申請書類>

- ①「関係会社特例認定申請書」(様式第6号の7)※記入例 P12
- ②「親事業主、特例子会社及び関係会社の概要」(様式第6号の8)※記入例 P13

③添付資料、確認資料

●親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類

- ア 親事業主の直近の有価証券報告書(写)又は附属明細書(写)
- イ 関係会社の株主名簿又は出資口数名簿(株主名、額面株主数、その他)

●関係会社と特例子会社との関係に関する確認書類(ウ～カのうちいずれか。各欄に記載した内容を添付)

- ウ E-⑯ 特例子会社の役員名簿(氏名、所属、役職、関係会社からの主な略歴)
- エ E-㉑ 特例子会社の従業員名簿(氏名、所属、役職、関係会社からの主な略歴)
- オ E-㉒㉓ 特例子会社の受注(売上げ)の実績を証明するもの(領収書の写しなど)または発注計画書
- カ E-㉔ 特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿

●現状確認書類

- キ 「障害者雇用状況報告書」(親事業主・直近の6月1日現在)
「障害者雇用状況報告書」(関係会社・直近の6月1日現在)
- ク 「障害者雇用状況報告書 様式6号の2(1)・様式6号の2(2)」(グループ全体・申請日現在)
- ケ 定款(関係会社)
- コ 法人登記簿謄本(親事業主、特例子会社、関係会社)
- サ その他現状確認において必要と認める書類
- シ 雇用義務数に達しない場合、「障害者雇用促進計画書」

様式第6号の7 (第4条の3第1項関係)

関係会社特例認定申請書

〇〇 公共職業安定所長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(親事業主) 大阪労働局株式会社 代表取締役 労働太郎、(特例子会社) 株式会社ハローワーク 代表取締役 波呂花子 及び(関係会社) 職安株式会社 代表取締役 職安二郎は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の5第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

[注意]

- 1 「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第44条の特例に係る子会社をいい、「関係会社」とは、法第45条の特例に係る関係会社をいうこと。
- 2 個人である親事業主については当該親事業主の氏名を記入すること。
- 3 この申請書には、様式第6号の8のほか、様式第6号の8（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

親事業主、特例子会社及び関係会社の概要

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日現在

A 親事業主の概要					
① 名称及び代表者の氏名 大阪労働局 株式会社 代表取締役 労働 太郎	② 主たる事務所の所在地 大阪市中央区○○町○○	③ 事業の種類 輸送用機械器具製造業 (自動車・同附属品製造業)	④ 産業分類番号 3 1 ※1 14	⑤ 事業所の数 ※2 14 ○○ 三郎	⑥ 障害者雇用推進者 人事課長
B 特例子会社の概要					
⑥ 名称及び代表者の氏名 株式会社 ハローワーク 代表取締役 波呂 花子	⑦ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区○○町○○	⑧ 事業の種類 その他の事業サービス業 (補助的経済活動を行う事業所)	⑨ 産業分類番号 9 2 1 1,000 万円	⑩ 事業所の数 1	⑪ 直近の事業年度の末における資本金の額 1,000 万円
⑪ 認定状況 昭和 ・ 平成 ・ 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日 (認定) ・ 申請書提出) (該当するものに○を付ける。)					
C 関係会社の概要					
⑫ 名称及び代表者の氏名 職安 株式会社 代表取締役 職安 二郎	⑬ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区○○町○○ (○○ 公共職業安定所)	⑭ 事業の種類 タイヤ等製造業 (ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業)	⑮ 産業分類番号 1 9 2 5,000 万円	⑯ 事業所の数 2	⑰ 直近の事業年度の末における資本金の額 5,000 万円
D 親事業主の所有する議決権					
⑯ 関係会社の総株主又は総社員の議決権の数 3,000	⑰ ⑯のうち親事業主の所有する議決権の数 3,000	⑱ ⑲ ×100 100 % ※3	⑲ 100 %	⑳ %	
E-1 関係会社と特例子会社の人的関係 ※4					
㉑ 特例子会社の役員の関係会社からの選任状況 ○○ 人	㉒ 特例子会社の役員数 ○○ 人	㉓ (イ) (イ)のうち関係会社の役員又は職員から選任されている者の数 ○○ 人	㉔ (ハ) (ロ) ×100 (イ) ○○.○○ %	㉕ (セ) 関係会社から選任されている役員の氏名、特例子会社における役職及び略歴 ○○ ○○	
	㉑ 特例子会社の従業員のうち関係会社から派遣されている者の状況 ○○ 人	㉒ 特例子会社の従業員の総数 ○○ 人	㉓ (イ) (イ)のうち関係会社から派遣されている者の数 ○○ 人	㉔ (ハ) (ロ) ×100 (イ) ○○.○○ %	㉕ (セ) 関係会社から派遣されている者の主な職名 ○○ ○○
E-2 関係会社と特例子会社の営業上の関係 ※5					
㉗ 特例子会社の直近の事業年度における関係会社からの受注(売上げ)の実績 800 千円			㉘ 特例子会社の次の事業年度における関係会社からの受注(売上げ)の見込み 1,000 千円		
E-3 関係会社から特例子会社への出資 ※6					
㉙ 関係会社から特例子会社への出資の状況 ○○ 万円	㉚ (イ) 直近の事業年度の末における特例子会社の資本金の額 ○○ 万円		㉛ (ロ) (イ)のうち関係会社から特例子会社への出資金の額 ○○ 万円	㉜ (ハ) (ロ) ×100 (イ) ○○.○○ %	

「親事業主、特例子会社及び関係会社の概要（様式第6号の8）」の記載に当たっての留意事項

（※1）「④事業所の数」欄

親事業主の直近の障害者雇用状況報告書に記載した、本社、支店、営業所等の合計数を記入してください。

（※2）「⑤障害者雇用推進者」欄

「障害者雇用推進者」は、この申請に係る特例子会社および関係会社について、障害者の雇用の推進に係る業務を行う者であること。

（※3）「⑯（議決権の）割合」欄

→認定要件『親事業主が関係会社の意思決定機関を支配していること。』の確認

（※4～6）

E欄は、E－1、E－2、E－3のいずれかを選択して記入してください。

（※4） E－1「関係会社と特例子会社の人的関係」欄

関係会社と特例子会社との人的関係について記入。

→認定要件『特例子会社の役員のうち1名以上が関係会社の役員又は従業員から選任されていること、特例子会社の従業員のうち1名以上が関係会社から派遣されていること等関係会社と特例子会社との人的交流が密であること。』の確認

（※5） E－2「関係会社と特例子会社の営業上の関係」欄

特例子会社の事業年度における関係会社からの受注（売上げ）の実績（見込み）。

→認定要件『関係会社から特例子会社に対し、最低年間60万円程度の発注が行われている、または、行われる見込みがあること。』の確認

（※6）「関係会社から特例子会社への出資」欄

関係会社から特例子会社への出資の状況を記入。

→認定要件『関係会社が特例子会社に対し100万円以上の出資を行っていること。または、関係会社が特例子会社の議決権の総数の5%以上を所有していること。』の確認

（※その他）

⑩(ハ)欄、⑪(ハ)欄、⑫(ハ)欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数。

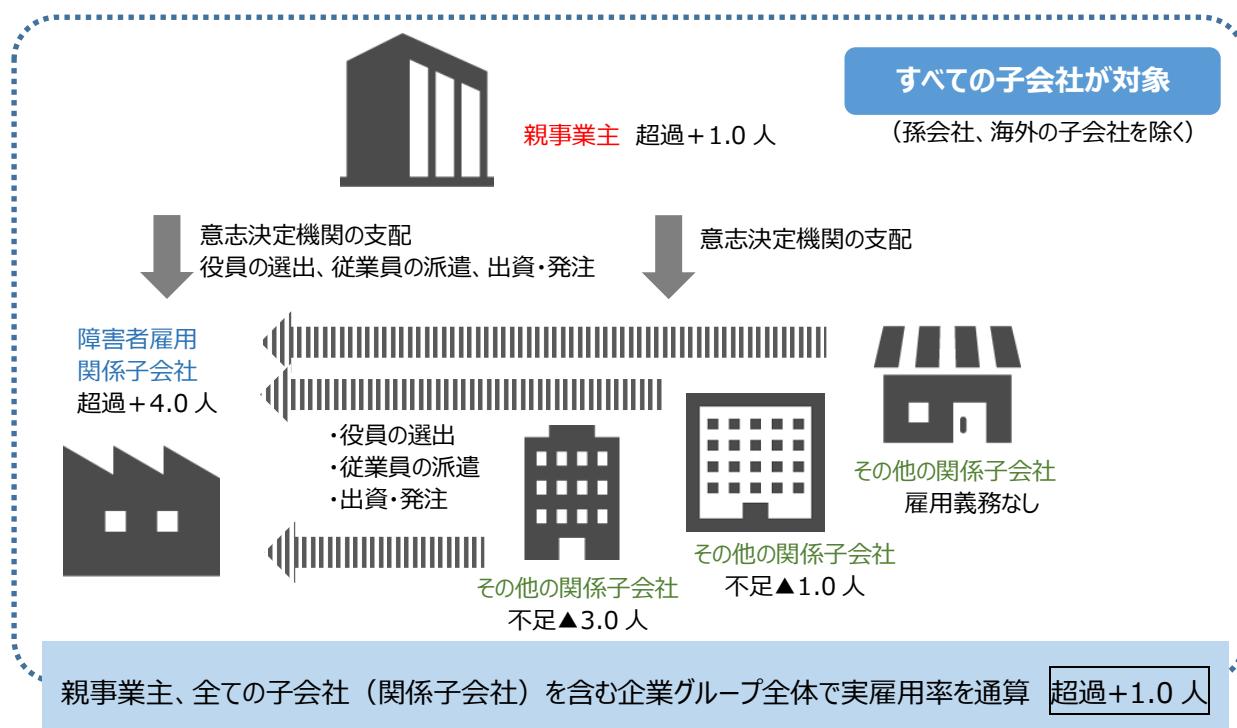
3.『関係子会社』特例（企業グループ算定特例）

企業グループにおいて、親事業主の責任の下でそれぞれの子会社の業務内容に応じて障害者の雇用を行うことにより、企業グループ全体での障害者の雇用の促進ができる場合があります。

このため、特例子会社がない場合であっても、親事業主の責任の下に企業グループ全体で障害者の雇用を推進する場合に、一定の要件を満たし厚生労働大臣の認定を受けて、企業グループ全体（全ての子会社（以下「関係子会社」という。）で雇用率を算定することができます。

【認定の効果】

障害者雇用率制度を適用する際に、認定にかかる企業グループ全体同一の事業主として取り扱うこととなります。



【親事業主と関係子会社の関係要件】

- ① 親事業主が関係子会社の意思決定機関を支配していること。（P1【※】と同じ）（[様式第6の10C欄](#)）
- ② 親事業主が「障害者雇用推進者(法第78条、施行規則第37条)」を選任しており、その者が関係子会社についても業務を行うこと。（同 [A⑥欄](#)）
- ③ 親事業主が、関係子会社を含めて企業グループ全体で障害者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。（同 [E-1⑩欄](#)）

（注意）

ア 申請時点において企業グループを合算した場合に、障害者雇用義務を果たしていること。なお、障害者雇用義務を果たしていない場合は、2年間で法定雇用率を達成するための具体的な障害者雇用促進計画を作成すること。

イ 障害者の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。

ア 親事業主及び関係子会社が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。

- b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合を除き、関係子会社から親事業主又は他の関係子会社への障害者の配置転換を行わないこと。

【関係子会社の認定要件】

- ① 株式会社であること。（[様式第6号の10B欄](#)）
- ② すべての子会社が対象となるものであり、法定雇用障害者数が0人であるような子会社（その雇用する常用労働者が40人未満の子会社）も対象となること。
(原則として孫会社は含まないが、親事業主が障害者雇用について孫会社に具体的に影響を及ぼす等一定の要件を満たす場合は、孫会社を関係子会社とできます。なお、海外にある子会社は含みません。)
- ③ 2社以上の関係子会社が必要であること。
- ④ 関係子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。（[同D欄](#)）

ただし、中小企業については、次のア～ウの数以上の障害者を雇用していること。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ア 常用労働者数が167人未満 | 障害者0人 |
| イ 常用労働者数が167人以上250人未満 | 障害者1人 |
| ウ 常用労働者数が250人以上300人以下 | 障害者2人 |

（この算定にあたっては、重度身体障害者及び重度知的障害者はダブルカウント、重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（特例）は1カウント、重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者である短時間労働者は0.5カウント、法第70条に規定する特定短時間労働者は0.5カウントとして行います。）

- ⑤ 関係子会社が雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること、または、他の関係子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、その行う業務と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係もしくは営業上の関係が緊密であること。

具体的には次のいずれの要件も満たしていること。

- ア 自ら相当数の障害者を雇用する関係子会社（以下「障害者雇用関係子会社」という）においては、その雇用する障害者である労働者の雇用管理に適切に行うに足りる能力を有していること。
(具体的には、障害者のための作業施設・設備の改善、かつ、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など障害者雇用に特別な配慮を行っていること。)（[同E-1欄](#)）

- イ その他の関係子会社においては、自ら障害者等を相当数雇用し特別の配慮を行うことができなくても、「障害者雇用関係子会社」に対して、人的関係もしくは営業上の関係を通じて、障害者雇用に貢献していることが必要であること。

具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。

- a 「障害者雇用関係子会社」の役員のうち1名以上がその他の関係子会社の役員又は従業員から選任されていること。（[同E-2\(1\)①欄](#)）
- b 「障害者雇用関係子会社」の従業員のうち1名以上がその他の関係子会社から派遣されていること等、「障害者雇用関係子会社」との人的交流が密であること。（[同E-2\(1\)②欄](#)）
- c その他の関係子会社から「障害者雇用関係子会社」に対して最低年間60万円程度の発注が行われている又は見込みがあること。（[同E-2\(2\)欄](#)）

【認定の取消】

認定を受けた親事業主は、以下の場合は公共職業安定所にご連絡ください。

- ① 親事業主と関係子会社の関係要件を満たさなくなったとき、または親事業主が事業を廃止した場合。
- ② 関係子会社についての認定要件を満たさなくなった場合。

【その他】

関係子会社特例の対象とする関係子会社は、任意に選択することはできず、全ての子会社を認定の範囲に含める必要があります。

<認定申請書類>

- ①「関係子会社特例認定申請書」（様式第6号の9）※記入例 P18
- ②「親事業主及び関係子会社の概要」（様式第6号の10）※記入例 P19

③添付資料、確認資料

●親事業主が関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類

- ア 親事業主の直近の有価証券報告書(写)又は附属明細書(写)
- イ 関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿（株主名、額面株主名、その他）

●B欄の関係子会社が「障害者雇用関係子会社」であるもの（ウ～オのいずれか。各欄に記載した内容を添付）

- ウ E-1 ⑯ 障害者雇用関係子会社の図面、案内図、勤務中(又は実習中)の写真
- エ E-1 ⑰ 障害者の職業生活に関する指導員の配置状況（障害者職業生活相談員の選任届等）
- オ E-1 ⑱ 親会社から障害者雇用関係子会社への発注状況を確認できる書類

●B欄の関係子会社が「その他の関係子会社」であるもの（カ～クのいずれか。各欄に記載した内容を添付）

- カ E-2 ⑲ 障害者雇用関係子会社の役員名簿（氏名、所属、役職、その他の関係会社からの主な略歴）
- キ E-2 ⑳ 障害者雇用関係子会社に派遣されているその他の関係子会社従業員名簿（氏名、所属、役職、その他の関係子会社からの主な略歴）
- ク E-2 ㉑ 障害者雇用関係子会社への発注（売上げ）の実績を証明するもの（領収書の写しなど）または発注計画書

●現状確認書類

- ケ 「障害者雇用状況報告書」（親事業主・直近の6月1日現在）
- オ 「障害者雇用状況報告書」（関係子会社・直近の6月1日現在）
- カ 「障害者雇用状況報告書 様式6号の3(1)(2)」（企業グループ全体・申請日現在）
- キ 定款（親事業主、関係子会社）
- ク 法人登記簿謄本（親事業主、関係子会社）
- ケ その他現状確認において必要と認める書類
- コ 雇用義務数に達しない場合、「障害者雇用促進計画書」

関係子会社特例認定申請書

○○ 公共職業安定所長 殿

令和○○年○○月○○日

（親事業主）大阪労働局 株式会社 代表取締役 労働太郎 及び（関係子会社）株式会社 安定 代表取締役 安定一郎は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条の2第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の6第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例に係る関係子会社をいうこと。
- 2 個人である親事業主については当該親事業主の氏名を記入すること。
- 3 この申請書には、様式第6号の10のほか、様式第6号の10（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

親事業主及び関係子会社の概要

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

A 親事業主の概要									
① 名称及び代表者の氏名 大阪労働局 株式会社 代表取締役 労働 太郎	② 主たる事務所の所在地 大阪市中央区〇〇町〇〇	③ 事業の種類 輸送用機械器具製造 (自動車・同附属品製造業)	④ 事業所の数 ※1 14	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額 1億5千万円					
⑥ 障害者雇用推進者 (イ) 役職名 人事課長	(ロ) 氏名 〇〇 三郎								
B 関係子会社の概要									
⑦ 名称及び代表者の氏名 株式会社 安定 代表取締役 安定 一郎	⑧ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区〇〇町〇〇 (〇〇 公共職業安定所)	⑨ 事業の種類 タイヤ等製造業 <small>(ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業)</small>	⑩ 事業所の数 3	⑪ 直近の事業年度の末日における資本金の額 5千万円					
C 親事業主の所有する議決権									
⑫ 関係子会社の総株主又は総社員の議決権の数 1000株	⑬ ⑫のうち親事業主の所有する議決権の数 1000株	⑭ $\frac{⑬}{⑫} \times 100$ 100.00 %	※2						
D 関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況									
⑮ 常用雇用労働者の数 320人	⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 (イ) 重度身体障害者数 1人 (ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数 0人	⑯ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数 1人 (メ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数 0人 (ヲ) 知的障害者数 $[(ト \times 2) + リ + ((メ \times ハ) \times 0.5)]$ 1.5人 (ハ) 精神障害者数 1人	⑯ 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数 1人						
⑯ 短時間労働者数 60人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数 0人		(メ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数 0人						
⑯ 常用雇用労働者の総数 〔イ+（ロ×0.5）〕 ※3	(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者数 350人 (メ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数 1人 (ヲ) 身体障害者数 $[(イ \times 2) + ロ + ハ + ((メ \times ハ) \times 0.5)]$ 2.5人		(ヲ) 知的障害者数 $[(ト \times 2) + リ + ((メ \times ハ) \times 0.5)]$ 1.5人 (ハ) 精神障害者数 1人						
⑯ のハ×1.2% 4人	(メ) 重度知的障害者以外の知的障害者数 0人 (ハ) 重度知的障害者である短時間労働者数 1人	(メ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数 0人 (ハ) 精神障害者数 $[(ワ+カ+ヨ \times 0.5)]$ 2.5人 (メ) 精神障害者である短時間労働者数 1人 (ハ) 計 $[ヘ+ヲ+タ]$ ※4 6.5人							
E-1 関係子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況 ※5									
⑯ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別の配慮をした施設又は設備の概要 1 バリヤフリー化（段差の解消、スロープ・手すりの設置） 2 2階建てであるがエレベーターを設置 3 休憩室を設置									
⑯ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別の配慮の状況 （イ）専任の指導員等の配置状況 障害者職業生活相談員 〇〇 〇〇を選任 企業在籍型ジョブコーチ 〇〇 〇〇を配置 (ロ) その他特別の配慮がある場合はその状況									
⑯ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容 本社等の清掃、印刷業務を受託									
E-2 関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係 ※6									
E-2(1) 人的関係	⑯ 他の関係子会社の役員のBの関係子会社からの選任状況 ⑯ 他の関係子会社の役員数 〇〇人	⑯ 他の関係子会社の役員数 (イ) (イ)のうちBの関係子会社の役員又は職員から選任されている者の数 〇〇人	⑯ $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ 〇〇.〇〇 %	⑯ Bの関係子会社から選任されている役員の氏名、他の関係子会社における役職及び略歴 〇〇 〇〇					
		⑯ 他の関係子会社の従業員のうちBの関係子会社から派遣されている者の数 〇〇人	⑯ $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ 〇〇.〇〇 %						
E-2(2) 営業上の関係	⑯ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績 〇〇 千円	⑯ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績 (イ) (イ)のうちBの関係子会社から派遣されている者の数 〇〇人	⑯ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の見込み 〇〇 千円						

「親事業主及び関係子会社の概要（様式第6号の10）」の記載に当たっての留意事項

（※1）「④事業所の数」欄

直近の障害者雇用状況報告書に記載した、本社、支店、営業所等の合計数を記入。

（※2）「⑯（議決権の）割合」欄

→認定要件『親会社が関係子会社の意思決定機関を支配していること。』の確認

（※3）⑯欄には、⑮（ハ）欄の数に1.2%を乗じた数（1人未満の端数は切り捨て）を記入。

（※4）「⑰身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」欄

・「⑰（ホ）、（ル）、（ヨ）」欄

法第70条に規定する特定短時間労働者数を記入。ただし、指定就労継続支援A型事業所については就労継続支援A型の支援を受ける者を含めない。

・「⑯（ロ）」欄、「⑰（ハ）、（ニ）、（リ）、（ヌ）、（カ）」欄

特定短時間労働者は含めない。

・「⑰（レ）計」欄

この算定に当たっては、重度障害者はダブルカウント、重度障害者及び精神障害者である短時間労働者は1カウント、重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者は0.5カウント、法第70条に規定する特定短時間労働者は0.5カウント。

⑰（レ）欄の数が⑯欄の数以上となることが必要。

ただし、⑮（ハ）欄が300人以下の場合には下記。

⑮（ハ）	⑰（レ）
167人未満	0人でも可
167人以上250人未満	1人以上であることが必要
250人以上300人以下	2人以上であることが必要

→認定要件『関係子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。』の確認

（※5、※6）E欄は、この申請に係る関係子会社が障害者雇用関係子会社（自ら相当数の障害者を雇用している場合）はE-1をその他の関係子会社である場合はE-2を選択して記入。

（※5）E-1の⑯～⑳欄

障害者雇用関係子会社における施設・設備の改善状況（ハード面）、雇用管理面での改善状況（ソフト面）を具体的に記入。

→認定要件『障害者の雇用管理を適切に行うに足りる能力を有していること。具体的には「障害者のための施設・設備の改善、障害者の職業生活に関する指導を行う専任の指導員の配置など、障害者雇用に特別な配慮を行っていること。』の確認

（※6）E-2「関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係」欄

この申請に係るその他の関係子会社と、障害者雇用関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入してください。

E-2(1) 障害者雇用関係子会社とその他の関係子会社との人的関係について記入。

→【関係子会社の認定要件】の⑤のイのa、b（P16参照）の確認

E-2(2) 障害者雇用関係子会社とその他の関係子会社との営業上の関係について記入。

→【関係子会社の認定要件】の⑤のイのc（P16参照）の確認

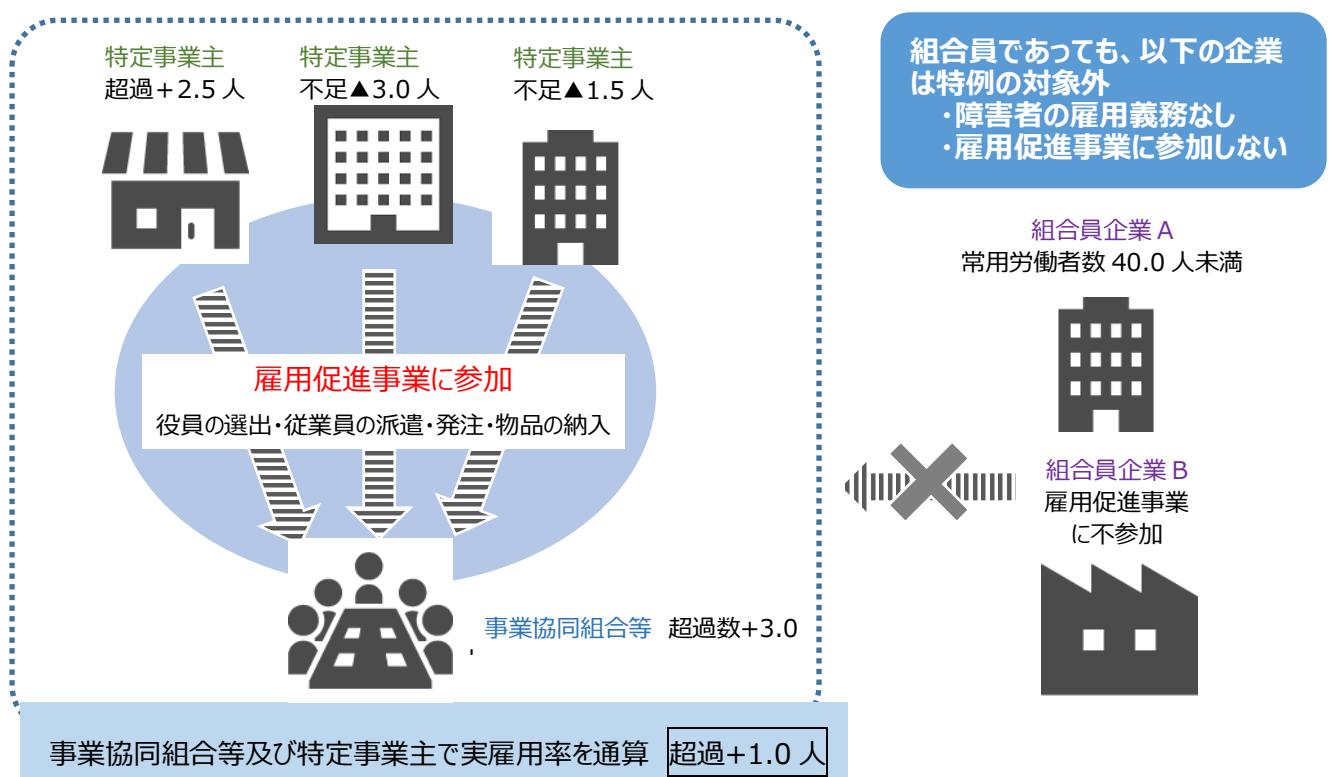
（※その他）⑯欄、⑰（ハ）欄及び⑲（ハ）欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数。

4.『特定事業主』特例（事業協同組合等算定特例）

複数の中小企業が事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を進めることとし、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受けた場合は、組合員である事業主(以下、「特定事業主」という。)に雇用される労働者を、事業協同組合等に雇用された労働者とみなして雇用率を算定することができます。

【認定の効果】

障害者雇用率制度を適用する際に、事業協同組合等および特定事業主全体を同一の事業主として取り扱うこととなります。



個々の中小企業では障害者雇用を進めるのに十分な仕事量の確保が困難な場合でも、事業協同組合等を活用し、複数の中小企業が共同して障害者の雇用機会を確保することができます。

【事業協同組合等の認定要件】

- ① 特例の対象となる事業協同組合等
 - ア 事業協同組合 イ 水産加工業協同組合 ウ 商工組合
 - エ 商店街振興組合 オ 特定有限責任事業組合
- ② 事業協同組合等の定款、規約等に、障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の障害者の雇用状況に応じて、その経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

有限責任事業組合（ＬＬＰ）は
令和5年度から、全国で特例制度
の対象となりました。

- ③ 事業協同組合等及び特定事業主における障害者の雇用の促進及び安定に関する事業(雇用促進事業)を適切に実施するための計画（実施計画）を策定し、この実施計画に基づき、障害者の雇用の促進及び安定を確実に達成することができると認められること。 **(様式 P28)**

実施計画の計画期間は2年間であり、次の内容を盛り込む必要があります。なお、申請時点において障害者雇用義務を果たしている場合においても、実施計画の作成は必要であり、計画期間終了後は新たな実施計画を提出する必要があります。

- ア 雇用促進事業の目標（事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする障害者の数に関する目標を含む。）

実施計画に記載された雇用促進事業の目標が、特定事業主を含めた事業協同組合等全体として障害者雇用義務を果たすことを前提としたものであることはもとより、事業協同組合等及び各特定事業主における対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を目指すものとなっていること。

イ 雇用促進事業の内容

雇用促進事業の内容が、各特定事業主の業務（間接部門の業務を含む）との関連が認められ、事業協同組合等と各特定事業主との間で継続的かつ安定的な発注が見込まれることにより、当該目標の達成に資するものであること。また、当該事業において対象障害者の雇用をどのように組み込むかについても明らかにすること。

ウ 雇用促進事業の実施時期

「始期」は、特定事業主特例認定申請書の提出日とし、「終期」は、始期の翌々年の5月31日とする。
計画期間終了後に作成する場合の「始期」は、前計画の終期の翌日である6月1日とする。

- ④ 事業協同組合等が自ら雇用する障害者である労働者が1人以上であり、かつ、雇用する労働者の総数に対する割合が20%以上であること。 **(様式第6号の12 C欄)**

なお、この算定において重度障害者のダブルカウントは行いません。短時間労働者については、重度・重度以外であるかを問わず1人をもって0.5人とみなします。（精神障害者である短時間労働者は特例により1人）また、法第70条に規定する特定短時間労働者については1人をもって0.5人とみなします。

- ⑤ 事業協同組合等が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること。

具体的には、次のいずれの要件も満たすこと。 **(同 D⑬⑭欄)**

ア 雇用する障害者のために特別に配慮した施設・設備を設置・整備していること。

イ 障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など、雇用管理上の特別の配慮を行っていること。

- ⑥ 事業協同組合等及び特定事業主においては、障害者の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。

ア 事業協同組合等及び特定事業主が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。

イ 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合を除き、特定事業主から事業協同組合等への障害者の配置転換を行わないこと。

【有限責任事業組合の認定要件】

- ⑦ 有限責任事業組合においては、上記①～⑥の認定要件に加え、以下の要件を満たす必要があります。

ア 中小企業者または小規模の事業者（※下表）のみがその組合員となっていること。

イ 「有限責任事業組合契約に関する法律」第4条第1項に規定する組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載されていること。

- ウ 組合契約書に、組合員は総組合員の同意によらなければ、その持ち分を譲り渡すことができない旨が記載または記録されていること。
- エ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意または総組合員の過半数もしくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載されていること。
- オ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められること。
- カ 解散の事由が生じた場合の措置として、以下について実施計画に記載されていること。
 - ・組合が雇用する障害者を、特定事業主が雇用すること。
 - ・特定事業主が協力して、組合が雇用する障害者を雇用する意思がある事業主（特定事業主を除く）に対し雇入れを求める事、その他の新たな雇用の機会を提供すること。

※中小企業者または小規模の事業者に該当するものは以下のとおりです。	
製造業その他	資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社その他の法人たる事業者、または常時使用する従業員の数 300人以下の会社、法人、個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社その他の法人たる事業者、または常時使用する従業員の数が100人以下の会社、法人、個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社その他の法人たる事業者、または常時使用する従業員の数が50人以下の会社、法人、個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社その他の法人たる事業者、または常時使用する従業員の数が100人以下の会社、法人、個人

【特定事業主の認定要件】

- ② 事業協同組合等の組合員であること。
- ② 雇用する常用労働者の数が40人以上である事業主であること。 [\(様式第6号の12 E⑯欄\)](#)
- ③ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は他の特定事業主特例の認定を受けておらず、当該認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主でないこと。 [\(同 B⑨欄\)](#)
- ④ 事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の行う事業に関し、事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。 [\(同 F-1欄 F-2欄\)](#)
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 事業協同組合等の役員のうち1名以上が特定事業主の役員または従業員から選任されていること、事業協同組合等の従業員のうち1名以上が特定事業主から派遣されていること等事業協同組合等と特定事業主との人的交流が密であること。
 - イ 特定事業主から事業協同組合等に対し、障害者を雇用して行う業務について定期的に発注が行われている、または見込みがあること。もしくは、事業協同組合等において障害者を雇用して行う業務に必要な物品や役務を特定事業主が納入する場合や、当該業務の一部を特定事業主が分担することによりその遂行に貢献すること。
- ⑤ 特定事業主の規模に応じて、それぞれ常用労働者に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。 [\(同 E欄\)](#)
ただし、中小企業においては、次のア～ウの数以上の障害者を雇用していること。
 - ア 常用労働者数が167人未満 障害者0人
 - イ 常用労働者数が167人以上250人未満 障害者1人
 - ウ 常用労働者数が250人以上300人以下 障害者2人

（この算定にあたっては、重度身体障害者及び重度知的障害者はダブルカウント、重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（特例）は1カウント、重度以外の身体障害者及び重度以外

の知的障害者である短時間労働者は 0.5 カウント、法第 70 条に規定する特定短時間労働者は 0.5 カウントとして行います。)

【特定事業主特例の再認定】

特定事業主の追加または脱退の事由が生じた場合は、上記の認定要件を再び満たすことを前提に、あらためて特定事業主特例の認定申請を行う必要があります。

【認定の取消】

認定を受けた事業協同組合等は、以下の場合は公共職業安定所にご連絡ください。

- ・特定事業主特例についての認定要件を満たさなくなった場合

<認定申請書類>

① 「特定事業主特例認定申請書」(様式第 6 号の 11) ※記入例 P25

② 「事業協同組合等及び特定事業主の概要」(様式第 6 号の 12) ※記入例 P26

③ 雇用促進事業実施計画書（2 年ごとに提出が必要） ※様式 P28

④添付資料、確認資料

ア 事業協同組合等の直近の附属明細書(写)又は領収書(写)、事業協同組合等発行の受注実績証明書

イ 事業年度における各月ごとの事業協同組合等への支払い予定額及び発注の主な内容を記載した発注計画書

ウ 「障害者雇用状況報告書」(事業協同組合等・直近の 6 月 1 日現在)

エ 「障害者雇用状況報告書」(特定事業主・直近の 6 月 1 日現在)

オ 「障害者雇用状況報告書 様式 6 の 4(1)・様式 6 の 4(2)」(グループ全体・申請日現在)

カ 事業協同組合等の役員名簿又は従業員名簿等（氏名、所属する特定事業主名、選任（入社）年月日、
障害者については雇入れ通知書）

キ 定款、規約（事業協同組合、特定事業主）

有限責任事業組合契約書（有限責任事業組合）

ク 法人登記簿謄本（事業協同組合等、特定事業主）

ケ 組合員名簿

コ その他現状確認において必要と認める書類

特 定 事 業 主 特 例 認 定 申 請 書

○○ 公共職業安定所長 殿

令和 ○○年 ○○月 ○○日

（事業協同組合等） 関西労働協同組合 代表理事 大阪太郎 及び （特定事業主） 株式会社
タイサク 代表取締役 安定対策 は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条の3第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の7第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例に係る事業協同組合等及び特定事業主をいうこと。
- 2 この申請書には、様式第6号の12のほか、様式第6号の12（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

様式第6号の12（第4条の5第2項関係）（表面）

(日本産業規格A列4)

事業協同組合等及び特定事業主の概要

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

A 事業協同組合等の概要					
① 名称及び代表者の氏名 関西労働協同組合 代表理事 大阪 太郎		② 主たる事務所の所在地 大阪市中央区〇〇町〇〇		③ 事業の種類 協同組合	④ 事業所の数 1
B 特定事業主の概要					
⑤ 名称及び代表者の氏名 株式会社 タイサク 代表取締役 安定 対策		⑥ 主たる事務所の所在地 大阪市中央区〇〇町〇〇 (〇〇 公共職業安定所)		⑦ 事業の種類 その他の事業 サービス業 補助的経済活動を行う事業所	⑧ 事業所の数 ※1 3
⑨ 子会社特例認定等の有無 (有・無)					
C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑩ 常用雇用労働者の数 (イ) 常用雇用労働者数 5人 (ロ) 短時間労働者数 0人 (ハ) 常用雇用労働者の 総数 [イ+(ロ×0.5)] 5.0 人		⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 (イ) 重度身体障害者数 0人 (ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数 1人 (ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数 0人 (ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である 短時間労働者数 0人 (ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数 0人 (ヘ) 重度知的障害者数 0人 (ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者数 0人 (フ) 重度知的障害者である短時間労働者数 0人 (リ) 重度知的障害者以外の知的障害者数 0人			
		⑫ $\frac{\text{⑪のカ}}{\text{⑩のハ}} \times 100$ ※2 1.5 人 ※3 30.00 %			
D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況					
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別の配慮をした施設又は設備の概要 1 バリアフリー化（段差の解消、スロープ・手すりの設置） 2 休憩室を設置					
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別の配慮の状況 (イ) 専任の指導員等の配置状況 障害者職業生活相談員 〇〇 〇〇を選任					
E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑮ 常用雇用労働者の数 (イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く) 190 人 (ロ) 短時間労働者数 50 人 (ハ) 常用雇用労働者の 総数 [イ+(ロ×0.5)] 215.0 人		⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 (イ) 重度身体障害者数 0人 (ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数 1人 (ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数 0人 (ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である 短時間労働者数 0人 (ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数 0人 (ヘ) 身体障害者数[(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5)] 1.0 人 (ロ) 重度知的障害者数 0人 (ハ) 重度知的障害者以外の知的障害者数 0人 (リ) 重度知的障害者である短時間労働者数 0人 (リ) 重度知的障害者以外の知的障害者数 0人			
		⑰ $\frac{\text{⑯のカ}}{\text{⑮のハ}} \times 100$ ※4 2.5 人			
F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係					
F-1 人的関係	⑰ 事業協同組合等の役員の特定事業主からの選任状況 ⑱ 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	⑰ (イ) 事業協同組合等の役員数 〇〇 人 ⑱ (イ) 事業協同組合等の従業員の総数 〇〇 人	⑰ (ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数 〇〇 人 ⑱ (ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数 〇〇 人	⑰ (ハ) $\frac{\text{⑰(ロ)}}{\text{⑰(イ)}} \times 100$ % 〇〇 〇〇 ⑱ (ハ) $\frac{\text{⑱(ロ)}}{\text{⑱(イ)}} \times 100$ % 〇〇 〇〇	⑱ (二) 特定事業主から選任されている役員の氏名、 事業協同組合等における役職及び略歴 〇〇 〇〇 ⑱ (二) 特定事業主から派遣されている者の主な職名 〇〇 〇〇
	F-2 営業上の関係	⑲ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注（売上げ）の実績	⑲ 〇〇 千円	⑳ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注（売上げ）の見込み 〇〇 千円	

「事業協同組合等及び特定事業主の概要（様式第6号の1・2）」の記載に当たっての留意事項

（※1）「④事業所の数」欄

特定事業主の直近の障害者雇用状況報告書に記載した、本社、支店、営業所等の合計数を記入してください。

（※2）「⑪（カ）」欄

重度障害者をダブルカウントせず、身体・知的・精神障害者の実数の合計を記入。

→認定要件『事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者が1人以上、かつ当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が20%（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。』の確認

（※3、※4）「C」欄、「E」欄

・「⑪（木）、（ヌ）、（ワ）」欄、「⑯（木）、（ル）、（ヨ）」欄

法第70条に規定する特定短時間労働者数を記入。ただし、指定就労継続支援A型事業所については就労継続支援A型の支援を受ける者を含めない。

・「⑩（口）」欄、「⑪（ハ）、（二）、（チ）、（リ）、（ヲ）」欄、「⑯（口）」欄、「⑯（ハ）、（二）、（リ）、（ヌ）、（カ）」欄

特定短時間労働者は含めない。

・「⑫欄」

→認定要件『事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者が1人以上、かつ当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が20%（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。』の確認

・「⑯（レ）」欄

この算定に当たっては、重度障害者はダブルカウント、重度障害者及び精神障害者である短時間労働者は1カウント、重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者は0.5カウント、法第70条に規定する特定短時間労働者は0.5カウント。

⑯（レ）欄の数が⑯（ハ）欄の数×1.2%以上（小数点以下は切捨て）となることが必要。

ただし、⑯（ハ）欄が300人以下の場合は下記。

⑯（ハ）	⑯（レ）
167人未満	0人でも可
167人以上250人未満	1人以上であることが必要
250人以上300人以下	2人以上であることが必要

→認定要件『特定事業主の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。』の確認

（※5）F「事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係」欄

この申請に係る事業協同組合等と特定事業主との関係について、F-1又はF-2のいずれかを選択して記入。

F-1 事業協同組合と特定事業主との人的関係について記入。

→【特例事業主の認定要件】の④のア（P23参照）の確認

F-2 関係子会社と他の関係子会社との営業上の関係について記入します。

→【特例事業主の認定要件】の④のイ（P23参照）の確認

（※その他）

⑩（ハ）欄、⑪（カ）欄、⑯（ハ）欄および⑯（ヘ）、（ヲ）、（タ）、（レ）欄は、小数点以下第1位まで記載。

⑫欄、⑯（ハ）欄および⑯（ハ）欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数。

【特定事業主特例における「雇用促進事業実施計画書」様式】

(様式31) (3)

雇用促進事業実施計画書

A 事 業 協 同 組 合 等	① 名称及び代表者の氏名 ② 主たる事務所の所在地 ③ 事業の種類	B グループ全体で想定される除外率 ()	C 計画の始期及び終期	
			始 期 %	合和 年 月 日
				終 期 合和 年 5 月 31 日
D 雇用促進事業の内容 				
E 申請日における雇用状況、計画期間における労働者の雇入れ予定及び各年5月31日において見込まれる雇用の状況				
区分		申請日における雇用状況	計画1年目 (令和 年5月31日まで)	
			雇入れ予定数	5月31日において見込まれる雇用の状況
④ 常用雇用労働者 者 の 数	① 常用雇用労働者の数	人	人	人
	② 短時間雇用労働者の数	人	人	人
	③ 常用雇用労働者の数 ((①+②)×0.5)	人	人	人
⑤ 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人
⑥ 法定雇用障害者数 (⑤×2.5%)	人	人	人	人
⑦ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数	人	人	人	人
⑧ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 (⑥-⑦)	人	人	人	人
⑨ 実雇用率 ((⑦±⑧)×100)	%	%	%	%
F 特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合に講ずる措置（特定有限責任事業組合が申請する場合のみ）				
⑩ 講ずることとする措置の内容		<input type="checkbox"/> 特定有限責任事業組合が雇用する障害者を組合員たる事業主が雇用する (雇用する組合員の決定方法)		<input type="checkbox"/> 障害者を雇用する意思がある事業主（組合員たる事業主を除く）に対し、雇入れを求める <input type="checkbox"/> その他の障害者の新たな雇用の機会の提供

(様式31) (3)

F 計画期間における障害者雇入れ予定数事業主別内訳				G 雇用促進事業の実施における寄与の方法
(事業協同組合等・特定事業主の別) 法人の名称	計画1年目 (令和 年5月31日まで)	計画最終年 (令和 年5月31日まで)	全期間計画計	
グループ全体	人	人	人	
(事業協同組合等)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	
(特定事業主)	人	人	人	

[記載上の注意]

- 1 Fの「グループ全体」欄には、⑦欄の雇入れ予定数を記載すること。
- 2 法人の名称については、事業協同組合等、特定事業主の順に記載すること。

大阪府内のハローワーク（公共職業安定所）一覧

名称	電話番号	管轄区域
梅田	06-6344-8609	北区、都島区、旭区、福島区、此花区、西淀川区
大阪東	06-6942-4771	中央区(大阪西公共職業安定所の管轄区域を除く)、天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
大阪西	06-6582-5271	西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち 安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町6～9丁目、東平、道頓堀、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場
阿倍野	06-4399-6007	住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、東住吉区、平野区
淀川	06-6302-4771	淀川区、東淀川区、吹田市
布施	06-6782-4221	東大阪市、八尾市
堺	072-238-8301	堺市
岸和田	072-431-5541	岸和田市、貝塚市
池田	072-751-2595	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
泉大津	0725-32-5181	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町
藤井寺	072-955-2570	柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
枚方	072-841-3363	枚方市、寝屋川市、交野市
泉佐野	072-463-0565	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨木	072-623-2551	茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町
河内長野	0721-53-3081	河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡
門真	06-6906-6831	守口市、門真市、大東市、四條畷市

作成： 大阪労働局職業安定部職業対策課 TEL 06-4790-6310 <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>